

事務連絡
平成25年1月31日

都道府県、保健所設置市、特別区水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
国設専用水道の設置者

御中

厚生労働省健康局水道課

東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による
原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始（3回目）について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）における標記の賠償に向けた取組については、平成24年5月1日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について」及び平成24年8月30日付け事務連絡「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について」により、平成24年3月31日以前の損害に対する東京電力の賠償金請求受付の開始を周知したところです。

上記請求の受付に際しては、いくつかの先送り事項を請求対象外とし改めて案内を行うとの説明を東京電力より受けましたが、今般、当該先送り事項のうち、地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業における営業損害等について、請求の受付を開始する連絡がありました。（別紙「地方公共団体さまへの賠償について」参照）

つきましては、平成24年3月31日までの営業損害等に係る賠償請求を予定されている水道事業者等におかれては、以下の留意事項を踏まえ、別紙にて東京電力に対する賠償請求をお願いいたします。なお、今回請求の受付が開始される営業損害等の賠償請求に併せて、その他の未請求の損害についても請求が可能です。

【留意事項】

1. 今回の営業損害等の請求にあたり、請求様式は東京電力（下記問い合わせ先）から改めて入手が必要なこと。

2. 平成24年5月1日付け事務連絡で先送り事項としていた「営業損害のうちの減収分」及び「人件費」については、前回までの請求様式等において請求対象外とされてきたが、今回配布される請求様式等において東京電力の考え方が示され、今回の請求対象に含まれるとの説明を受けていること。
3. 「広報費用」については、平成24年5月1日付け事務連絡の通り「撰取制限指示に基づくもの」は対象であるが、それ以外については、個別に「事故との相当因果関係」及び「必要かつ合理的な範囲」について東京電力との協議が必要なこと。
4. 今回配布される請求様式等は東京電力の考えに基づき記載されており、水道事業者等が、この事務連絡をもって記載内容に従うことを、当課より指示するものではないこと。また、東京電力との合意が困難な場合、公的な紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てることも可能であること。
http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisho/1310412.htm
5. 今回請求開始となる対象は公営事業であり、民間事業者については、別途、東京電力より示されている「法人さまおよび個人事業主会社」に対する案内によること。

都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の都道府県知事認可水道事業者、水道用水供給事業者及び公営専用水道等の設置者に対して、保健所設置市、特別区水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の公営専用水道等の設置者に対して、それぞれ周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

問い合わせ先：東京電力株式会社 福島原子力補償相談室（コールセンター）
0120-926-404（フリーダイヤル）

以上